



兵労発基0804第2号

令和3年8月4日

一般社団法人兵庫県建設業協会
会長 殿

兵庫労働局長
(公印省略)

「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」の一部改正について

標記について、今般、日本生気象学会の「日常生活における熱中症予防指針」が改訂されたことを踏まえ、令和3年5月10日付け兵労発基0510第10号「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」の別紙「職場における熱中症予防基本対策要綱」における表2「WBGT値と気温、相対湿度との関係」の取扱等を別添のとおり改めることとしたので、貴団体におかれましては、当該通知を傘下の会員事業場等に対して周知いただくようよろしくお願い申し上げます。